

＜メジロ＞『愛玩鑑賞目的の捕獲禁止』

にかかる特例措置に関する意見書

現在、メジロの捕獲と飼育は国の指針で1世帯1羽が認められているが平成24年度からは、原則として認めない方針を決めた。

沖縄県ではメジロの飼育は、琉球王国時代から庶民の生活の一部であり、文化のひとつとして今日まで引き継がれている。今回の改定はあくまで「原則」となっており、各都道府県で定める細則については、県の判断に委ねられております。

県におきましては沖縄県の島しょ県としての地理的状況、歴史的状況を「特別な事情」として配慮し、これまで通り1世帯1羽の飼育ができますよう、特別措置を要望する。

平成23年12月12日
読 谷 村 議 会

あて先 沖縄県知事、沖縄県議会議長